

仕事と税金

個人の事業税

個人の方が営む事業のうち、地方税法等で定められた事業（法定業種）に対してかかる税金です。現在、法定業種は70の業種があり、ほとんどの事業が該当します。

(注) 事業用資産（機械や備品など）をお持ちの方は、30ページの固定資産税（償却資産）もご覧ください。

納める方

都内に事務所や事業所を設けて、法定業種の事業を行っている個人の方

(注) 事務所等を設けずに事業を行っている場合には、その事業を行う方の住所又は居所のうち、その事業と最も関係の深いものをもって、事務所又は事業所とみなされます。

納める額

税額の計算方法は、20ページの「納める額」をご覧ください。

納める時期と方法

原則として8月、11月の年2回。8月に都税事務所・支庁から送付する納税通知書により各納期に納めます。

納付方法について、詳しくは69～71ページをご覧ください。

23区内の個人の事業税にかかる都税事務所の所管区域一覧

都税事務所	所管区域	都税事務所	所管区域
千代田都税事務所	千代田区、文京区	品川都税事務所	品川区、大田区
中央都税事務所	中央区、江東区、江戸川区	渋谷都税事務所	渋谷区、目黒区、世田谷区
港都税事務所	港区	豊島都税事務所	豊島区、板橋区、練馬区
新宿都税事務所	新宿区、中野区、杉並区	荒川都税事務所	荒川区、北区、足立区
台東都税事務所	台東区、墨田区、葛飾区		

(注1) 八王子都税事務所・立川都税事務所の所管区域については、83ページをご覧ください。

(注2) 主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口でも申告書・申請書等の受付を行っています。



● 個人の事業税の法定業種と税率

区分	税率	事業の種類			
第1種事業 (37業種)	5%	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業
		保険業	船舶定係場業	飲食店業	商品取引業
		金銭貸付業	倉庫業	周旋業	不動産売買業
		物品貸付業	駐車場業	代理業	広告業
		不動産貸付業	請負業	仲立業	興信所業
		製造業	印刷業	問屋業	案内業
		電気供給業	出版業	両替業	冠婚葬祭業
		土石採取業	写真業	公衆浴場業 (むし風呂等)	—
		電気通信事業	席貸業	演劇興行業	—
		運送業	旅館業	遊技場業	—
第2種事業 (3業種)	4%	畜産業	水産業	薪炭製造業	—
第3種事業 (30業種)	5%	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業(銭湯)
		歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業
		薬剤師業	税理士業	デザイン業	歯科技工士業
		獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業
		弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業
		司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業
		行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業
	3%	あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復 その他の医業に類する事業	装蹄師業	—	—

● 納める額

税額は、税務署等に提出した確定申告書等の所得金額を基に計算します。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{事業所得} \\ \text{又は(及び)} \\ \text{不動産所得} \\ \hline (1) \end{array} \right) + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税の} \\ \text{事業専従者} \\ \text{給与(控除)額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{個人の事業税の} \\ \text{事業専従者} \\ \text{給与(控除)額} \\ \hline (2) \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{青色申告} \\ \text{特別控除額} \\ \hline (3) \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{各種控除額} \\ \hline (4) \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \end{array}$$

(1) 事業所得又は(及び)不動産所得

前年の1月1日から12月31日までの1年間の事業から生じた事業所得又は(及び)不動産所得で、事業の総収入金額から必要経費、青色申告特別控除額等を控除して計算します。所得税の確定申告書第1表及び青色申告決算書、収支内訳書の所得金額欄の金額が当該所得です(ただし、雑所得が課税の対象となる場合もあります。)

(2) 個人の事業税の事業専従者給与(控除)額

事業主と生計を一にする親族の方が専らその事業に従事するときは、一定額を必要経費として控除できます。

- ・青色申告の場合……その給与支払額(所得税の事業専従者給与額)
- ・白色申告の場合……配偶者の場合は86万円、その他の方は1人50万円が限度

(3) 青色申告特別控除額

個人の事業税には青色申告特別控除の適用はありませんので、所得金額に加算します。

(4) 各種控除額

① 繰越控除

次の控除を受けるには、原則として、所得税、住民税、事業税のいずれかの申告を一定の期限内に毎年行っていることが必要です。

(ア) 損失の繰越控除

青色申告者で、事業の所得が赤字(損失)となったときは、翌年以降3年間、繰越控除ができます。

(イ) 被災事業用資産の損失の繰越控除

白色申告者で、震災、風水害、火災などによって生じた事業用資産の損失の金額があるときは、翌年以降3年間、繰越控除ができます。

(ウ) 譲渡損失の控除と繰越控除

直接事業の用に供する資産（機械、装置、車両等。ただし、土地、家屋等を除く。）を譲渡したために生じた損失額については、事業の所得の計算上、控除することができます。青色申告をした方は、翌年以降3年間、繰越控除ができます。

② 事業主控除

控除額は、年間290万円（営業期間が1年未満の場合は月割額）です。

(単位：円)

事業を行った月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
事業主控除額	242,000	484,000	725,000	967,000	1,209,000	1,450,000	1,692,000	1,934,000	2,175,000	2,417,000	2,659,000	2,900,000

● 不動産貸付業と駐車場業の認定基準

貸付不動産の規模、賃貸料収入及び管理等の状況などを総合的に勘案して、不動産貸付業・駐車場業の認定を行い、課税します。

なお、共有物件は持分にかかわらず共有物件全体の貸付状況により認定し、税額は持分にに応じて計算します。また、信託物件も貸付件数等に含まれます。

《不動産貸付業・駐車場業の認定基準》

種類・用途等		貸付用不動産の規模等（空室などを含む。）	
不動産貸付業	*1 建物	住宅	① 一戸建 棟数が10以上
			② 一戸建以外 室数が10以上
		住宅以外	③ 独立家屋 棟数が5以上
			④ 独立家屋以外 室数が10以上
	*2 土地	⑤ 住宅用	契約件数が10以上又は貸付総面積が2,000㎡以上
		⑥ 住宅用以外	契約件数が10以上
		⑦ 上記①～⑥の貸付用不動産を複数種保有している場合	①～⑥の総合計が10以上又は①～⑥いずれかの基準を満たす場合
		⑧ 上記①～⑦の基準未満であっても規模等からみて、不動産貸付業と認定される場合	貸付用建物の総床面積が600㎡以上であり、かつ、この建物の賃貸料収入金額が年1,000万円以上の場合（権利金、名義書換料、更新料、礼金、共益費、管理費等は除きます。） 競技、遊技、娯楽、集会等のために基本的設備を施した不動産（劇場、映画館、ゴルフ練習場など） 一定規模の旅館、ホテル、病院など特定業務の用途に供される建物
駐車場業	寄託を受けて保管行為を行う駐車場	駐車可能台数が1台以上（駐車可能台数は問いません。）	
	建築物・機械式等である駐車場		
	上記以外の駐車場*3	駐車可能台数が10台以上	

*1 独立的に区画された2以上の室を有する建物は、一棟貸しの場合でも室数により認定します。

*2 土地の貸付件数は、1つの契約において2画地以上の土地を貸し付けている場合、それぞれを1件と認定します。

*3 土地を駐車場用地として貸し付けている場合も含まれます。

● 個人の事業税の減免は

納期限までに申請することにより減免になる場合があります。詳しくは、74・75ページをご覧ください。東京都では、低炭素型都市の実現に向けて、自主的な省エネ努力を促すため、独自に中小企業者向け省エネ促進税制（事業税の減免）を行っています。詳しくは、24ページをご覧ください。

● 個人の事業税の申告は

次の方は、毎年3月15日までに前年中の事業の所得などを、都税事務所・都税支所・支庁に申告します。

(ア) 総収入金額から必要経費を差し引いた後の所得金額が、事業主控除額を超える方

(イ) 繰越控除等を受ける方

ただし、所得税の確定申告や住民税の申告をした方は、個人の事業税の申告をしたものとみなされ、別途申告する必要はありません。

なお、事業を廃止した場合は、所得税の確定申告や住民税の申告とは別に、廃止の日から1か月以内（死亡による廃止の場合は4か月以内）に個人の事業税の申告をする必要があります。

法人の事業税

納める方

- ▶ 都内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人(公益法人等は収益事業を行っている場合に限る。)
- ▶ 人格のない社団や財団で、収益事業を行い、法人とみなされるもの

納める額

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率}}$$

納める時期と方法

下記の「申告と納税は」により、主たる事務所等の所在地を所管する都税事務所・都税支所・支庁に地方法人特別税・法人の都民税とあわせて申告して納めます。

○ 23 区内の法人の事業税・地方法人特別税・法人の都民税にかかる都税事務所の所管区域一覧

都税事務所	所管区域	都税事務所	所管区域
千代田都税事務所	千代田区、文京区	品川都税事務所	品川区、大田区
中央都税事務所	中央区、江東区、江戸川区	渋谷都税事務所	渋谷区、目黒区、世田谷区
港都税事務所	港区	豊島都税事務所	豊島区、板橋区、練馬区
新宿都税事務所	新宿区、中野区、杉並区	荒川都税事務所	荒川区、北区、足立区
台東都税事務所	台東区、墨田区、葛飾区		

(注 1) 八王子都税事務所・立川都税事務所の所管区域については、83 ページをご覧ください。

(注 2) 主たる事務所等が所在する区にある都税事務所の窓口でも申告書の受付を行っています。

● 申告と納税は

申告の種類	納める税額	申告と納税の期限
中間申告* (事業年度が6か月を超える法人)	(1) 予定申告 前事業年度 ÷ 前事業年度の月数 × 6 の税額	事業年度開始の日以後 6か月を経過した日から2か月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告* ² 仮決算の所得*(収入)金額×税率 ※外形標準課税法人の場合は、所得金額、付加価値額、資本金等の額	
確定申告 -	所得*(収入) × 税率 - 中間納付額 ※外形標準課税法人の場合は、所得金額、付加価値額、資本金等の額	事業年度終了の日から2か月以内 (定款等の定め又は特別の事情があることによって、上記期間内に決算についての定時総会が招集されない法人の申告期限については3か月以内(連結申告法人は4か月以内)、ただし延長申請が必要) ³
解散法人の申告*⁴ (平成22年9月30日以前に解散した法人)	(1) 清算中の各事業年度が終了した場合の申告 所得*(収入)金額×税率 ※外形標準課税法人の場合は、所得金額、付加価値額	事業年度終了の日から2か月以内
	(2) 残余財産の一部を分配した場合の申告 分配額が解散当時の資本金額等を超える部分 × 税率	分配の日の前日まで
	(3) 残余財産が確定した場合の申告 清算所得金額 × 税率 - 清算中の予納額	残余財産確定の日から1か月以内と残余財産の最終分配日の前日とのいずれか早い日

(注) 他の道府県にも事務所等を設けている法人は、事業の種類によって従業者数あるいは事務所・事業所数と従業者数などを基準にして、関係都道府県ごとに各割ごとの課税標準の総額をあん分して計算した税額を申告して納めます。

* 1 以下の法人は、中間申告義務がありません。

① 所得を課税標準とする法人(連結申告法人を除く。)で、法人税の中間申告義務がない法人

② 所得を課税標準とする連結申告法人で、前事業年度の連結法人税個別帰属支払額等を基準とする6か月相当額が10万円以下の法人

※ ①又は②に該当する場合であっても、外形標準課税法人又は収入金額課税法人は、中間申告義務があります。

③ 特別法人

④ 清算中の法人(清算中の各事業年度について)

* 2 以下の法人は、仮決算に基づく中間申告を行うことができません。

① 仮決算による中間申告税額が、予定申告に係る事業税額を超えている法人

② 所得割を申告納付すべき連結申告法人

* 3 会計監査人を置いている法人で、かつ定款等の定めによって事業年度終了の日から3か月以内(連結申告法人は4か月以内)に決算についての定時総会が招集されない場合の申告期限は、事業年度終了の日から6か月を超えない範囲内で知事が指定する月数の期間内となります(ただし延長申請が必要です。)

* 4 平成22年10月1日以後解散した法人は、解散後も確定申告を行います。ただし、残余財産が確定した場合の確定申告の申告納期限は、残余財産確定の日から1か月以内と残余財産の最終分配日の前日とのいずれか早い日となります。

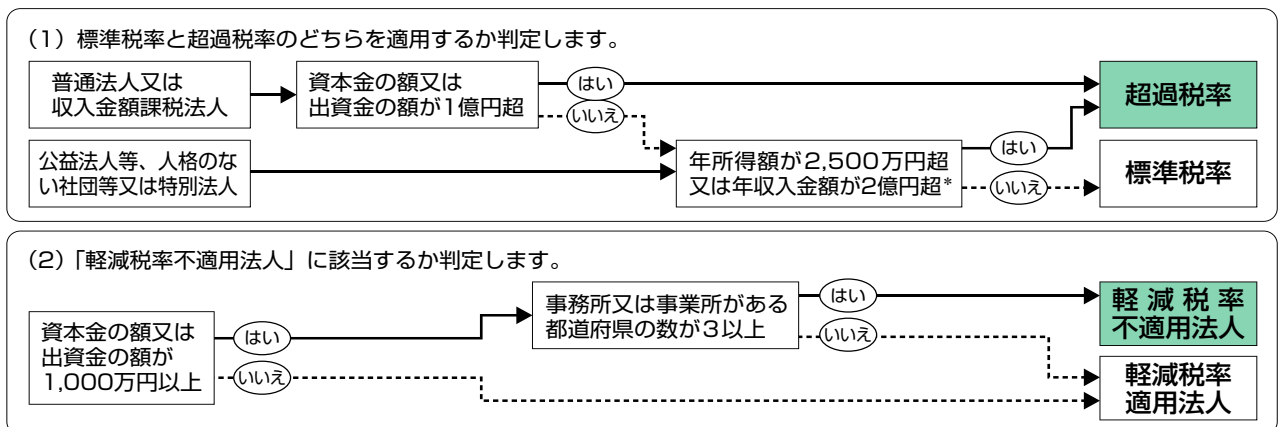
● 税率は

都では、超過課税を実施しており、あわせて、資本金の額（又は出資金の額）と所得の大きさなどによって異なる税率を適用する不均一課税を行っています。

区分	法人の種類	所得等の区分	税率(%)					
			平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度		平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度		平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度	
			不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	超過税率
所得を課税標準とする法人	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得割 軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	3.4	3.65	3.4	3.65	3.4	3.65
		年400万円を超え年800万円以下の所得	5.1	5.465	5.1	5.465	5.1	5.465
		年800万円を超える所得	6.7	7.18	6.7	7.18	6.7	7.18
	特別法人〔法人税法別表三に掲げる協同組合等(農業協同組合、信用金庫等)及び医療法人〕	所得割 軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	3.4	3.65	3.4	3.65	3.4	3.65
		年400万円を超える所得	4.6	4.93	4.6	4.93	4.6	4.93
		軽減税率不適用法人						
収入金額を課税標準とする法人	電気・ガス供給業又は保険業を行う法人	収入割	0.9	0.965	0.9	0.965	0.9	0.965
外形標準課税法人	地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人〔資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く)〕	所得割 軽減税率適用法人 年400万円以下の所得	(0.3)	0.395	(1.6)	1.755	(2.2)	2.39
		年400万円を超え年800万円以下の所得	(0.5)	0.635	(2.3)	2.53	(3.2)	3.475
		年800万円を超える所得	(0.7)	0.88	(3.1)	3.4	(4.3)	4.66
		軽減税率不適用法人						
	付加価値割	—	1.26	—	0.756	—	0.504	
資本割	—	0.525	—	0.315	—	0.21		

(注) () 内の税率は、東京都での適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

【税率表の見方】



* 普通法人、公益法人等、人格のない社団等及び特別法人は年所得額、収入金額課税法人は年収入金額により、それぞれ判定してください。

● 設立・設置・異動の届出

以下の場合、期間内に登記事項証明書などの書類を添付して届出書を提出してください。

届出の種類	届出の期限
法人を設立したり、都内に初めて事務所等を設けた場合	開始・設置の日から15日以内
都内の事務所等を廃止した場合 又は資本金を変更するなど届出事項に変更が生じた場合	廃止・変更の日から10日以内
法人税における連結納税の承認等があった場合	承認等の日から15日以内

届出様式は、東京都主税局ホームページからも入手できます。

中小企業者向け省エネ促進税制（事業税の減免）

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ※資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。	
対象設備	次の要件を満たすもの ① 特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・ 特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kℓ以上の事業所をいいます。 ② 「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定した もの(指定された導入推奨機器は、環境局ホームページで公表しています。)	
減免額	法人	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額から減免 (ただし、当期法人事業税額の2分の1を限度) ※ 減免しきれなかった額は、翌事業年度等の法人事業税額から減免可
	個人	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額か ら減免(ただし、個人事業税額の2分の1を限度) ※ 減免しきれなかった額は、翌年度の個人事業税額から減免可
対象期間	法人	平成22年3月31日から平成33年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した 場合に適用
	個人	平成22年1月1日から平成32年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 ※ 個人事業税は、暦年の所得に対して翌年度に課税されますので、平成29年中に対象設備を取得した場合、平成30年度の定期 課税分から減免の対象となります。
減免手続	事業税の納期限(申告期限の延長承認を受けている法人の場合はその日)までに、減免申請書及び必要書類を 提出してください。なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんので、ご注意ください。	

地方法人特別税（国税）

平成20年10月1日以後に開始する事業年度から、法人の事業税の税率が引き下げられ、地方法人特別税が創設されました。地方法人特別税は国税ですが、都道府県が法人の事業税とあわせて賦課徴収します。

納める方

法人の事業税（所得割・収入割）の納税義務のある法人
（平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。ただし、解散した法人の申告については、平成20年10月1日以後に解散した場合に適用されます。）

納める額

$$\text{法人の事業税額（所得割額・収入割額*）} \times \text{税率}$$

* 標準税率で計算した所得割額（基準法人所得割額）・収入割額（基準法人収入割額）です。
なお、標準税率とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率として地方税法に規定された税率をいいます。

税率

課税標準	法人の種類	税率(%)		
		平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人以外の法人	43.2	43.2	43.2
	外形標準課税法人	414.2	93.5	67.4
基準法人収入割額		43.2	43.2	43.2

納める時期と方法

法人の事業税とあわせて、法人の事業税と同じ方法（22ページ参照）により、都道府県に申告して納めます。

法人の都民税・市町村民税

都内に事務所や事業所などがある法人に課税される税金で、一般に「法人住民税」といわれています。これには、都民税と市町村民税の二つがあり、それぞれ「法人税割」と「均等割」からなっています

納める方

都内に事務所又は事業所のある法人や収益事業を行っている人格のない社団や財団など。
また、都内に寮、保養所、宿泊所、クラブなどをもつ法人や、収益事業を行わない公益法人・特定非営利活動法人等も、均等割だけは課税されます。

納める額

▶ 法人税割額

$$\boxed{\text{課税標準となる法人税額}} \times \boxed{\text{税率}} \quad * \text{ 連結申告法人の場合は、個別帰属法人税額}$$

▶ 均等割額

27 ページの表をご覧ください。

納める時期と方法

主たる事務所等の所在地を所管する都税事務所等に申告して納めます（所管都税事務所等については、83 ページをご覧ください。）。

- 23 区内の法人は、都の特例として、市町村民税相当分もあわせて都民税として所管の都税事務所等に申告して納めます。
- 市町村に事務所等がある法人は、都税事務所・都税支所・支庁に都民税を申告して納めるほか、市役所、町村役場に市町村民税を申告して納めます。

仕事と税金

● 税率は

(1) 法人税割

都では法人税割の超過課税を実施しており、あわせて、資本金の額（又は出資金の額）が1億円以下で、かつ、法人税額が年1,000万円以下の法人は、標準税率となる不均一課税を行っています。

区 分		税率 (%)			
		平成26年10月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度		平成26年9月30日までに開始する事業年度	
		不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率	不均一課税適用法人の税率 (標準税率)	超過税率
都民税	23区内に事務所等 がある場合	12.9 (道府県民税相当分3.2 + 市町村民税相当分9.7)	16.3 (道府県民税相当分4.2 + 市町村民税相当分12.1)	17.3 (道府県民税相当分5 + 市町村民税相当分12.3)	20.7 (道府県民税相当分6 + 市町村民税相当分14.7)
	市町村に事務所等 がある場合	3.2	4.2	5	6
市町村民税		9.7 ~ 12.1*		12.3 ~ 14.7*	

* それぞれの市町村の条例で、標準税率から制限税率の間で定められています。

(注) 清算確定申告に係る都民税法人税割については、超過税率が適用されます。

(2) 均等割

(ア) 東京都内における事務所等が23区内のみにある場合

主たる事務所等の所在地を所管する都税事務所に、法人の都民税相当分と市町村民税相当分を合算した下表Aの金額を納めます。なお、主たる事務所等がある区のほかにも23区内に事務所等がある場合は、下表Aの金額に従たる事務所等所在の特別区の数に応じた下表Cの金額を加算して納めます。

(イ) 東京都内における事務所等が市町村のみにある場合

都税事務所・都税支所・支庁に下表Bの金額を、市役所・町村役場に下表Cの金額を納めます。

(ウ) 東京都内における事務所等が23区内と市町村との両方にある場合

主たる事務所等の所在地を所管する都税事務所・都税支所・支庁に、下表Bの金額に事務所等が所在する特別区の数に応じた下表Cの金額を加算して納めます。また、市役所・町村役場に下表Cの金額を納めます。

法人等の区分				都民税 A	都民税 B	市町村民税 C
公共法人、公益法人等、収益事業を行う人格のない社団や財団、特定非営利活動法人、一般社団法人・一般財団法人 等				7万円	2万円	5万円
上記以外の法人	* 資本金等の額	1千万円以下	区市町村内の従業者数 50人以下	7万円	2万円	5万円
			50人超	14万円		12万円
		1千万円超～1億円以下	50人以下	18万円	5万円	13万円
			50人超	20万円		15万円
		1億円超～10億円以下	50人以下	29万円	13万円	16万円
			50人超	53万円		40万円
		10億円超～50億円以下	50人以下	95万円	54万円	41万円
			50人超	229万円		175万円
50億円超～	50人以下	121万円	80万円	41万円		
	50人超	380万円		300万円		

* 地方税法第23条第1項第4号の5で規定する資本金等の額をいいます。

なお、当該金額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合には、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を基準として、均等割額を算出します。

(注) 保険業法に規定する相互会社の場合、資本金等の額は、純資産額となります。

● 中間申告納付は

事業年度の期間が6か月を超える法人は、当該事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内に中間申告納付を行います(連結申告法人の場合、仮決算に基づく中間申告はできません)。ただし、法人税の中間申告義務がない場合*及び寮等のみが所在する場合は、中間申告の必要はありません。

予定申告を行う場合の法人税割額は、前事業年度の税額 × 6 ÷ 前事業年度の月数で計算します。

* 所得を課税標準とする連結申告法人については、前事業年度の連結法人税個別帰属支払額等を基準とする6か月相当額が10万円以下である場合

事業所税

都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税で、地方税法で定められた都市においてのみ課税される市町村税です。東京都では、23区内において特例で都税として課税されるほか、武蔵野市、三鷹市、八王子市、町田市の4市*で課税されます。

* 当該4市の事業所税については、各市役所にお問い合わせください。

納める方

▶ 資産割

23区内全域の事業所等の床面積の合計が1,000㎡(免税点)を超える規模で事業を行う法人又は個人

▶ 従業者割

23区内全域の事業所等の従業者数の合計が100人(免税点)を超える規模で事業を行う法人又は個人

納める額

▶ 資産割

事業所床面積(㎡) × 税率 600円

▶ 従業者割

従業者給与総額 × 税率 0.25%

納める時期と方法

法人の場合は事業年度終了の日から2か月以内に、個人の場合は事業を行った年の翌年3月15日までに、23区内における主たる事業所等の所在地を所管する都税事務所に申告して納めます。

なお、法人の事業税・地方法人特別税・法人の都民税とは異なり、申告期限の延長制度はありません。

仕事と税金

○事業所税(23区内)にかかる都税事務所の所管区域一覧

都税事務所	所管区域
千代田都税事務所	千代田区、文京区、北区、荒川区、足立区
中央都税事務所	中央区、台東区、墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区
港都税事務所	港区、品川区、大田区
新宿都税事務所	新宿区、目黒区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区

(注) 主たる事業所等が所在する区にある都税事務所の窓口でも申告書の受付を行っています。

● 事業所等とは

事務所又は事業所をいい、所有して使用しているものだけでなく、借りて使用している場合も含まれます。具体的には、事務所、店舗、工場、倉庫などが該当します。

● 免税点の判定

法人の場合は事業年度末日の現況により、個人の場合は12月31日の現況により、資産割、従業者割ごとに判定します。

事業所税の申告

納税のための申告のほか、次の申告が必要です。

(注1) 23区内の事業所税に係る申告については、eLTAX（エルタックス）を利用した電子申告、電子申請・届出を受け付けています。詳しくは32ページをご覧ください。

(注2) マイナンバー制度の導入に伴い、申告書をご提出いただく際に個人番号又は法人番号の記入が必要となる場合があります。マイナンバー制度について詳しくは80ページをご覧ください。

(1) 免税点以下申告

次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当するときは、法人の場合は事業年度終了の日から2か月以内に、個人の場合は事業を行った年の翌年3月15日までに申告が必要です。

（ア）前事業年度又は前年の個人に係る課税期間において納税義務を有していた場合

（イ）23区内全域の事業所等の床面積の合計が800㎡を超え1,000㎡以下の場合

（ウ）23区内全域の事業所等の従業者数の合計が80人を超え100人以下の場合

(2) 事業所等の新設・廃止申告

23区内において事業所等を新設又は廃止した方が申告義務者となり、新設又は廃止した日から1か月以内に申告が必要です。

(3) 事業所用家屋の貸付等申告

23区内において事業所税の納税義務者（事業を行う法人・個人）に事業所用家屋を貸し付けている方が申告義務者となります。

（ア）新たに貸付けを行うこととなった場合

新たに貸付けを行った日から2か月以内に申告が必要です。

（イ）貸付内容に異動が生じた場合

貸付内容に異動が生じた日から1か月以内に申告が必要です。

○23区内における上記(1)～(3)の申告書の提出先

(1) : 主たる事業所等の所在地を所管する都税事務所*

* 主たる事業所等が所在する区にある都税事務所でも受付を行っています。

(2)・(3) : 新設若しくは廃止した事業所等又は貸し付けている事業所用家屋の所在地を所管する都税事務所*

* 新設若しくは廃止した事業所等又は貸し付けている事業所用家屋が所在する区にある都税事務所でも受付を行っています。

申告書は、東京都主税局ホームページからも入手できます。

鉱区税

地下の埋蔵鉱物を採掘する権利（鉱業権）を与えられていることに対して課税されます。

納める方

都内にある鉱区に鉱業権を所有する方

納める額

鉱区の種類		納める額
砂鉱を目的としない 鉱業権の鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに 年額200円*
	採掘鉱区	面積100アールごとに 年額400円*
砂鉱を目的とする 鉱業権の鉱区	河床	延長1,000mごとに 年額600円
	非河床	面積100アールごとに 年額200円



*石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区は上記の金額の2/3です。

納める時期と方法

原則として5月。都税事務所・支庁から送付する納税通知書で納めます。

仕事と税金

固定資産税（償却資産）

土地及び家屋以外の固定資産（償却資産）を所有している方に課税される市町村税で、多摩・島しょ地域にある固定資産（償却資産）については市町村が課税しますが、23区内にある固定資産（償却資産）については、特例で都が都税として課税しています。

● 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業用の資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものです。たとえば、会社や個人事業者が事業用に取得した構築物、機械、器具、備品等があります。

● 具体的な資産

資産の種類	具 体 例
構 築 物	受変電設備、舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)など
機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む。）など
船 舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船など
航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（分類番号が「0,00から09及び000から099」、「9,90から99及び900から999」の車両）など
工 具、器 具 及 び 備 品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機など

納める方

1月1日現在の償却資産の所有者として、固定資産課税台帳に登録されている方

納める額

$$\text{課税標準額} \times \text{税率 } 1.4\%$$

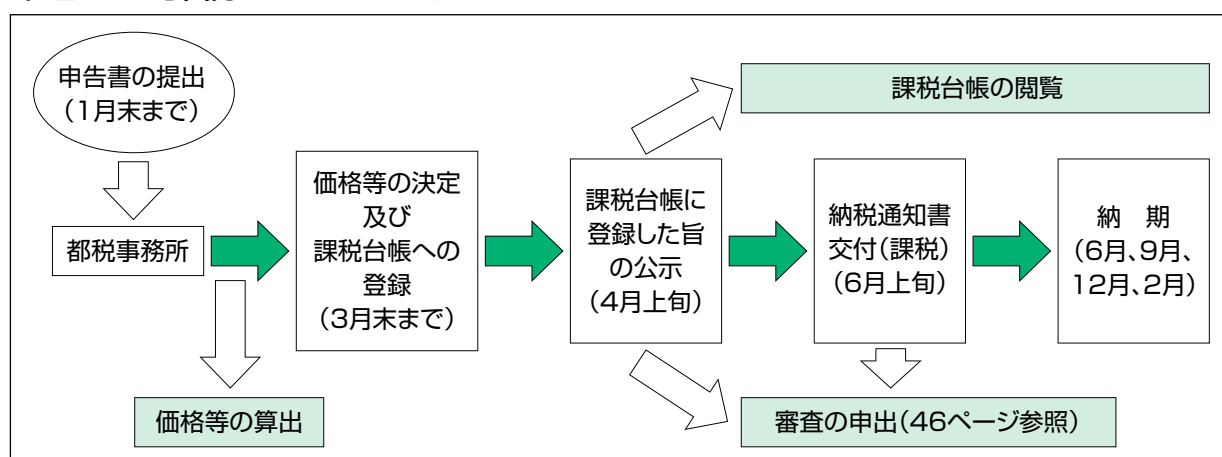
なお、評価計算の結果、課税標準額が150万円（免税点）未満の場合には課税されないため、納税通知書はお送りしません。

納める時期と方法

原則として、6月、9月、12月、2月の年4回。第1期の納付月（6月）に送付する納税通知書により、各納期に納めます（各市町村の納期は95ページをご覧ください。）。

納付方法について、詳しくは69～71ページをご覧ください。

● 申告から課税までのながれ



◇ 申告書の提出

賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産を、その年の1月31日までに、資産が所在する区にある都税事務所に申告していただきます。

償却資産の申告書の作成にあたっては、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書（別表16（1）（2）等）を、個人の方は所得税申告書の決算書や固定資産を管理している台帳等を基に行ってください。

● こんな場合には

◇ 建物を所有されている場合

受変電設備や蓄電池設備等の建物附属設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、外構工事や広告塔等の構築物が、償却資産として固定資産税の課税対象となります。

◇ 事務所等を借りている方（テナント等）の場合

テナント等が取り付けた内装、造作、建築設備等については、償却資産として固定資産税の課税対象となります。

◇ 少額の減価償却資産の取扱い

○ = 申告対象 × = 申告対象外

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例	○	○	○	
一時損金算入	×			
3年一括償却	×	×		

（注）取得価額が20万円未満の資産についても、申告対象となる場合があります。

電子申告・電子納税等のご案内

東京都では、現在、法人の事業税・地方法人特別税・法人の都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。あわせて、法人の事業税・地方法人特別税・法人の都民税、23区内の事業所税について、eLTAXを利用した電子納税も行っています。

東京都で現在利用できるサービスは下表のとおりです。

	法人の事業税・地方法人特別税 ・法人の都民税	事業所税 (23区内)	固定資産税(償却資産) (23区内)
電子申告	○予定申告 ○中間申告 ○確定申告 ○均等割申告 ○清算確定申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請 ・届出	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○法人事業税減免申請* ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出・ 承認等の申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細 など	——
電子納税	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付 ○見込納付(確定申告分のみ)	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付	——

* 中小企業者向け省エネ促進税制の減免手続も行うことができます。

< eLTAXのご利用時間 >

【各手続きの受付時間】 平日 8時30分～24時
(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

< 利用手続きについてのお問い合わせ >

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459 ^{ハイソコク} (左記電話番号につながらない場合 03-5500-7010)

平日 9時～17時

(土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く)

< 申告内容・納税についてのお問い合わせ >

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理班



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

